様

離婚後共同親権の民法改正案は廃案にするとともに、

子どもの権利のための家族法制へ抜本的に転換することを求めます 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2024年　月　　　日

新日本婦人の会

○○○○

新日本婦人の会は、女性の要求実現と子どもの幸せ、平和と暮らしの向上めざし、全国で活動している国連ＮＧＯの女性団体です。

　離婚後の共同親権など民法「改正」案の国会質疑が始まっています。親権にかかわる家族法制については77年ぶりの「改正」です。子どもの権利条約批准国にふさわしく、明治民法の家父長制の影響を受けている親権という言葉や概念の抜本的な検討が必要であったにもかかわらず、拙速に共同親権を導入しようとしていることに多くの人が不安を感じています。

離婚後も共同親権になれば、進学や就労先の選択、医療、居所などの子どもに関する重要事項について常に連絡を取り合い、同意してすすめることが求められます。

医療現場からは「不仲で同席できない両親に『説明、同意をえる』ことは、臨床現場に二重の負担をかけることになり、適時適切な医療の実現の妨げになる」「訴訟を避けるために医療行為を控えざるを得なくなる」と現場の関係者から反対する声が上がっています。

最も危惧されるのは、ＤＶや虐待の被害から同居親と子どもが守られるのかどうかです。協議離婚で不本意であっても共同親権をのまざるを得ない、裁判離婚でＤＶの証明ができず共同親権を命じられてしまう、ＤＶ被害から逃げる「子連れ別居」が違法と判断される、何年も前に離婚したが以前のＤＶを証明できないなど、ＤＶ虐待事案でも共同親権にされてしまう可能性があることです。シングルマザーの貧困率が高い中、共同親権とされれば、高校就学支援金の所得制限が、親権のある二人の収入が合算されて対象から外されることになります。養育費の国の立て替えと強制徴収は本改定案には入っていません。

共同親権や重要事項に関わって合意できない場合は、家庭裁判所が判断する仕組みですが、司法の現場からは、すでに「抜本的な人的・物的体制の整備が不可欠。離婚をめぐる事件がさらに複雑・困難になり、とりわけ当事者対応は困難を極める」（全司法）との厳しい懸念が表明されており、弁護士アンケートでも回答した８割が「家裁はうまく機能しない」と答えるなど制度を導入する土台すら整っていない状況です。

国会議員のなかでさえ、法案の内容が「よくわからない」人が少なくないとされ、ましてや国民は自分に関わる法律であるにもかかわらず、多くの人は具体的な内容を知らされていません。家族にかかわる法律を、重大な課題が多く、理解も広がっていない段階で拙速に進めることは許されません。

以下、要請します。

1. 離婚後共同親権の導入はやめてください。

１、　子どもの意見表明権を軸に、同居している親が子どもの保護・養育のために必要な判断をできるものとしてください。

１、　「親権」や「監護」などの用語や概念を使わず、親の責任にふさわしい法的権限を抜本的に整理してください。

１、　子どもの利益が最優先とされる法制へ抜本的に転換してください。